

「JDLIBEX 給与」の設定変更のご案内

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

令和6年3月分（4月納付分）より健康保険料率および介護保険料率が改正されます。

これに伴い、下記手順にて「JDLIBEX 給与」の健康保険料率の変更をお願いいたします。

1. 「メニュー」「基礎情報」「税率・料率変更」「8.社会保険料率」をクリックします。
2. 【社会保険料率】の健康保険ならびに介護保険の欄を下記のように変更してください。

【社会保険料率】 健康保険・介護保険：標準(兵庫県) 厚生年金・年金基金：標準

保険の種類	適用開始日	保険料率 (1000分の)	被保険者負担率 (1000分の)
健康保険	令和6年3月1日	下記の都道府県別料率参照	
介護保険	令和6年3月1日	16.0000	8.0000
厚生年金	平成29年9月1日	183.0000	91.5000
厚生年金基金	平成29年9月1日	0.0000	0.0000

【健康保険の都道府県別料率】

番号	都道府県	保険料率 (1000分の)			被保険者負担率 (1000分の)		
		一般	基本	特定	一般	基本	特定
28	○兵庫県	101.8000	67.6000	34.2000	50.9000	33.0500	17.8500
29	奈良県	101.4000	65.7000	35.7000	50.7000	32.8500	17.8500

健康保険料率は兵庫県を選択の上、上記のように変更してください。

3. 設定が終わりましたら「確定（改行）」 「キャンセル」でメニュー画面に戻り「基礎情報」「社会保険料更新」で、変更した保険料率が表示されていることを確認し、「健康保険、介護保険の保険料を更新しますか」「1.する」を指定し「確定（改行）」をクリックしてください。
4. 「基礎情報」「社員情報登録」で、変更後の料率で社会保険料が計算されていることを確認してください。

上記料率は、令和6年3月分（4月納付期限）から適用されますので、3月以降に支給される賞与及び、4月支給の給料より徴収する分からの変更となります。

今回の改正に対応したバージョンアップ版をご希望される場合は、JDLホームページよりお申し込みください。

ご不明な点がございましたらご連絡ください。



柳田会計事務所

TEL0790-62-8881

FAX0790-62-8885